

○「工事現場における適正な施工体制の確保等について」（平成13年3月30日付け国地契第22号、国官技第68号、国営計第79号）（抄）

新	旧
<p>2. 適用対象 点検のうち監理技術者等の専任に関する点検は、建設業法第26条第3項に該当する工事（請負金額が <u>3,500万円</u> 以上のもの。ただし、建築一式工事の場合は、<u>7,000万円</u> 以上のもの。）について行うこととする。また、施工体制台帳等に関する点検は、下請契約を締結した工事について行うこととする。</p> <p>3. 点検の基本 1) (略) 2) 建設業許可部局への通知 点検等により、次のいずれかに該当すると疑うに足りる事実を把握したときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事（以下「建設業許可部局」という。）に対し、その事実を通知すること。 3) (略)</p> <p>4. 入札契約手続における監理技術者の専任制の確認等 1) 入札前における確認 2. 前段に定める工事に該当すると見込まれる工事の申込者を対象に、配置予定監理技術者の他の工事の従事状況（工事名、工期など）を、競争参加資格確認申請書又は技術資料（以下「申請書等」という。）の項目として追加し、提出を求めること。CORINSを用いて配置予定の監理技術者が重複しないことを確認すること。申請書等により承知している状況と異なる重複があった場合は、企業情報サービスなどで監理技術者の所属及び資格者証保持の確認をするとともに、相手方に申請書等の内容について電話等で確認すること。 申請書等の内容に問題がある事実が確認できた場合、競争参加資格を</p>	<p>2. 適用対象 点検のうち監理技術者等の専任に関する点検は、建設業法第26条第3項に該当する工事（請負金額が <u>2,500万円</u> 以上のもの。ただし、建築一式工事の場合は、<u>5,000万円</u> 以上のもの。）について行うこととする。また、施工体制台帳等に関する点検は、下請契約を締結した工事について行うこととする。</p> <p>3. 点検の基本 1) (略) 2) 建設業許可部局への通知 点検等により、次のいずれかに該当すると疑うに足りる事実を把握したときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事（以下「建設業許可部局」という。）に対し、その事実を通知すること。 3) (略)</p> <p>4. 入札契約手続における監理技術者の専任制の確認等 1) 入札前における確認 2. 前段に定める工事に該当すると見込まれる工事の申込者を対象に、配置予定監理技術者の他の工事の従事状況（工事名、工期など）を、競争参加資格確認申請書又は技術資料（以下「申請書等」という。）の項目として追加し、提出を求めること。CORINSを用いて配置予定の監理技術者が重複しないことを確認すること。申請書等により承知している状況と異なる重複があった場合は、企業情報サービスなどで監理技術者の所属及び資格者証保持の確認をするとともに、相手方に申請書等の内容について電話等で確認すること。 申請書等の内容に問題がある事実が確認できた場合、競争参加資格を</p>

新	旧
<p>認めない、あるいは、非指名の扱いとすること。なお、この場合において申請書等の差し替えは認めないこと。</p> <p>(注)CORINS：工事实績情報を提供するサービス</p> <p>企業情報サービス：監理技術者資格者証情報などを提供するサービス</p> <p>2)・3) (略)</p>	<p>認めない、あるいは、非指名の扱いとすること。なお、この場合において申請書等の差し替えは認めないこと。</p> <p>(注)CORINS：工事实績情報を提供するサービス</p> <p>企業情報サービス：監理技術者資格者証情報などを提供するサービス</p> <p>2)・3) (略)</p>